資料５

船員保険福祉施設に対する支援措置について（案）

船員保険の福祉事業の一つとして、事業計画に記載するとおり、「船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業をとおし、加入者等の福利厚生を図る」こととしており、船員保険福祉施設を活用した福祉事業（以下「保養事業」という。）を実施する。

１．船員保険福祉施設について

船員保険福祉施設については、平成２２年１月以降、４箇所の健診施設、５箇所の保養所及び４箇所の福祉センターが財団法人船員保険会により運営されている。

※　船員保険福祉施設については、船員保険の加入者等の健康の保持増進並びに福祉を増進するための施設として、船員保険法の規定に基づき、保険者としての国が、船舶所有者が全額負担する保険料を財源として設置したもの。

※　船員保険法の改正により、平成２２年１月から全国健康保険協会が保険者となること等に伴い、船員保険福祉施設の整理合理化の方針に基づき、今後とも船員の福利厚生を確保するため、船員保険法の福祉事業を提供する施設として、将来にわたり、事業継続し、安定的かつ健全な一体運営を行っていける優良な民間法人等に譲渡又は一定期間（最長３年間）有償貸付することとされ、平成２１年１２月に国が行った一般競争入札により、財団法人船員保険会が落札し、有償譲渡又は有償貸付を受けたもの。

２．保養事業について

（１）実施内容について

船員保険の加入者等に保養等の場を提供するため、船員保険福祉施設のうち保養所及び福祉センターについて、船員保険の加入者等が優先的に利用できる等の環境を構築する。

（２）実施形態について

上記１のとおり、現在、船員保険福祉施設については、財団法人船員保険会が運営していること等を踏まえ、保養事業の実施を

財団法人船員保険会に委託する。

なお、保養事業の実施を委託するにあたり、

- 船員保険の加入者等に優先的に利用させ、その福祉の増進を図ることに配慮した運営を行うこと。
- 入出港時等の急な宿泊が発生した場合に備えた宿泊室の確保等、船員労働の特性に配慮した運営を行うこと。
- 船員保険の加入者等の利用料金・利用条件について配慮した運営を行うこと。
- 船員保険福祉施設の経営にあたっては、経営改善努力を続け、自らの責任において安定的かつ健全な運営を行うこと。

を委託契約書において措置する。

（３）委託費について

保養事業の実施を委託することに対する委託費は、

- 船員保険の加入者等の優先利用等が図れるよう宿泊室を確保するため、各保養所及び福祉センターの宿泊室について、それぞれ年間を通して複数室を利用した場合の利用料金相当額
- 船員保険の加入者等の無料日帰り入浴の利用実績に応じ、当該利用料金相当額
- 船員保険の加入者等の宿泊利用実績に応じ、当該利用料金低廉分相当額

とする。

上記の考え方に基づき、財団法人船員保険会との間で具体的内容を調整の上、予算の範囲内で支援措置を執行する。

（４）委託契約の期間について

委託契約については、年度単位の契約とするが、福祉センターの有償貸付期限である平成２４年１２月３１日までの間、継続して保養事業が実施できるよう措置する。

なお、平成２５年１月１日以降の保養事業の取り扱いについては、今後検討される有償貸付期間終了後の福祉センターの取扱い等を踏まえ、平成２４年秋頃までを目途に検討するとともに、２４年末までの間においても、施設の利用状況、経営状況等により必要がある場合には上記委託内容の変更を検討する。

（参　考）

「平成 21 年 11 月 16 日船員保険施設検討小委員会とりまとめ」（抄）

３　その後引き続き本小委員会での検討を重ねてきたが、これまでの議論等を総合的に考慮し、今後、次の方針で取り扱うこととする。

（１）　経過観察期間終了後の福祉センターの取扱いについては、厚生労働省保険局において、今後 2 年間の各施設の船員利用及び一般利用の状況、収支状況等を踏まえ、船員保険関係者の意見を十分に聞いた上で、存続施設又は廃止施設への分類を行う。
なお、経過観察期間は最長 3 年間であることを踏まえ、遅くとも平成 24 年前半には存続・廃止の分類に係る船員保険関係者間の合意形成を図り、平成 24 年中に国有財産処理のために必要とされる諸手続を完了する。

（２）　存続施設については、引受先における経営改善努力を前提として、新船員保険制度において、安定的な運営のために必要な支援措置を行うものとし、船員保険協議会において支援措置の具体的な内容について十分に協議の上、全国健康保険協会が実施する。ただし、この場合の支援措置は、保養所等を含む存続施設全体として、現状の規模を超えないものとする。